

「一般名処方加算」について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定提供に向けた取組等を実施しております。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること)を行う場合がございます。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、令和6年10月1日より患者様が一般名処方の処方箋から長期収蔵品(先発医薬品)へ変更を希望された場合は、薬剤費の一部が「算定療養費」の対象となり、ご負担いただく場合がございます。

医療法人財団つばさ

行橋厚生病院 病院長